



発行
東京都

目次

告示

○令和二年度東京都補正予算の公表……………一
……………（財務局主計部議案課）……………

○建築基準法による道路位置の指定……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………七

○令和二年度クリーニング師試験の実施……………
……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……………七

規則（教）

○学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………八

訓令（教）

○職員給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……………八

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一
件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………八

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）……………九

正誤

○令和二年十月十五日付目次……………九

告示

●東京都告示第千三百二号

令和二年十月八日東京都議会の議決を得た令和二年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十月十九日

東京都知事 小池 百合子

令和2年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和2年度東京都一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ341,313,513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,015,352,372千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正」による。

(都債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を追加し、その起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 款	目 項	既定予算額	補正予算額	計
08 国庫支出金		823,379,491	94,327,857	917,707,348
	01 国庫負担金	199,503,961	2,794,095	202,298,056
	02 国庫補助金	608,387,216	91,533,762	699,920,978
11 繰入金		1,634,067,729	24,829,972	1,658,897,701
	03 基金繰入金	1,619,561,481	24,829,972	1,644,391,453
12 諸収入		356,742,931	4,661,090	361,404,021
	09 雑入	33,839,767	4,661,090	38,500,857
13 都債		208,437,000	147,327,000	355,764,000
	01 都債	208,437,000	147,327,000	355,764,000
14 繰越金		1,000	70,167,594	70,168,594
	01 繰越金	1,000	70,167,594	70,168,594
歳入合計		8,674,038,859	341,313,513	9,015,352,372

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02 総務費		290,868,363	211,341	291,079,704
	07 防災管理費	12,953,647	211,341	13,164,988
08 福祉保健費		1,671,341,511	109,267,644	1,780,609,155
	04 生活福祉費	128,549,095	21,032,397	149,581,492
	05 高齢社会対策費	271,934,443	2,957,080	274,891,523
	06 少子社会対策費	320,722,364	50,680	320,773,044
	07 障害者施策推進費	225,665,298	290,520	225,955,818
	08 健康安全費	243,658,560	77,092,948	320,751,508
	09 施設整備費	66,091,187	7,844,019	73,935,206
09 産業労働費		1,231,020,239	161,547,596	1,392,567,835
	03 商工業振興費	933,249,444	160,906,075	1,094,155,519
	05 労働費	85,883,955	641,521	86,525,476
12 教育費		883,637,948	119,338	883,757,286
	04 特別支援学校費	82,564,729	119,338	82,684,067
17 諸支出金		1,737,394,336	70,167,594	1,807,561,930

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 財産費	4,783,000	70,167,594	74,950,594
歳 出 合 計		8,674,038,859	341,313,513	9,015,352,372

第2号 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正

(単位 千円)

番号	事項	期間	既定限度額	補正限度額	計
156	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給	令和3年度～令和6年度	88,784,500	155,966,000	244,750,500
合計			349,604,889	155,966,000	505,570,889

第3号 都債補正

(単位 千円)

番号	起債の目的	起債限度額		
		既起債限度額	今回補正額	計
17	金融事業費	0	147,327,000	147,327,000
合計		208,437,000	147,327,000	355,764,000

(2) 起債の方法
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法
起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることができる。

(5) その他
ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。

できる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和2年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和2年度東京都一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,292,956千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,017,645,328千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
11 繰入金		1,658,897,701	2,292,956	1,661,190,657
	03 基金繰入金	1,644,391,453	2,292,956	1,646,684,409
歳 入 合 計		9,015,352,372	2,292,956	9,017,645,328

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
09 産業労働費		1,392,567,835	2,292,956	1,394,860,791
	03 商工業振興費	1,094,155,519	2,292,956	1,096,448,475
歳 出 合 計		9,015,352,372	2,292,956	9,017,645,328

●東京都告示第千三百三三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和二年十月六日	小金井市東町五丁目百七番二十一及び同番二十九	延長一五・五〇 幅員四・〇〇
----------------------	----------	------------------------	-------------------

●東京都告示第千三百四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和二年十月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

令和三年一月二十三日（土曜日）午前十時三十分から正午まで

(二) 実地試験

令和三年一月二十六日（火曜日）又は同月二十七日（水曜日）のうち、指定する日時

二 試験場所

(一) 学科試験

学校法人後藤学園（豊島区南池袋三丁目十二番五号）

(二) 実地試験

日本クリーニングセンター（文京区後楽二丁目三十番十号）

三 受験資格

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者

(二) 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 試験科目

(一) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(二) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

五 受験手続

(一) 受験願書受付日時

令和二年十一月二日（月曜日）から同年十二月四日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関

する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で令和二年十二月四日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎三十階北側 福祉保健局健康安全全部健康安全課。ただし、郵送の場合は、同課（郵便番号一六三三八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号）に送付すること。

(三) 提出書類

ア 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和五十年東京都規則第八十一号）別記第十二号様式による。）

イ 履歴書

ウ 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチメートルで、裏に撮影年月日及び氏名を記入したものの）

エ 受験資格を有する者であることを証する書類（中学校以上の学校の卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し（この場合は、原本を提示し、写しを提出すること。））

(四) 試験手数料 一万八百円

納付書により、東京都指定金融機関、東京都収納代理金融機関に納入すること。

なお、納入した試験手数料は返還しない。

六

合格発表

令和三年三月十五日(月曜日)の午前十時から午後五時まで、東京都庁第一本庁舎三十階北側入口に、合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

七 その他

(一) 受験願書用紙は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階北側)において、令和二年十一月二日(月曜日)から配布する。

(二) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当
電話〇三(五三二〇)四三三八

規則(教)

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十六号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中

寡婦(夫)

を

寡婦
ひとり親

に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第二十一号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所
都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程(昭和四十年東京都教育委員会訓令第十七号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月十九日

東京都教育委員会

別表二中「及び教育監」を「、教育監及び技監」に改める。

附則

公 告

この訓令は、公布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年十月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和二年十月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 店舗名 中島ビル
- 店舗所在地 小平市花小金井一丁目二番二十三号
- 設置者名 株式会社S M B C信託銀行
- 設置者住所 港区西新橋一丁目三番一号
- 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか三名
- 変更日 平成三十年十一月二十九日ほか

八 届出日 令和二年九月九日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和二年十月十九日から令和三年二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年十月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和二年十月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 中島ビル

二 店舗所在地 小平市花小金井一丁目二番二十三号

三 設置者名 株式会社S M B C 信託銀行

四 設置者住所 港区西新橋一丁目三番一号

五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 千百五十八台

六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 五百六十二台

七 変更日 令和三年五月十日

八 届出日 令和二年九月九日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和二年十月十九日から令和三年二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称) 上用賀プロジェクト

二 店舗所在地 世田谷区上用賀六丁目百十一番二ほか

三 設置者名 野村不動産株式会社

四 意見

ア 聴取者 世田谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年十月五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和二年十月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和二年十月十五日付目次

ページ一段一行 誤 正

増刊98 一上 六 (総務局) (福祉保健局)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

